

令和2年 第6回臨時会

美深町議会議録

令和2年11月30日 開会

令和2年11月30日 閉会

美深町議会

令和2年第6回臨時会
美深町議会会議録
第1号（令和2年1月30日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第50号 美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部改正について

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 渡辺美由紀君
保健福祉課長 後藤裕幸君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 内山徹君	税務グループ主幹 中林秀文君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 竹田哲君	水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教育長 草野孝治君 教育次長 望月清貴君
教育グループ主幹 大堀裕康君 教育グループ主幹 和田政則君

◎農業委員会

事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

事務局長 玉置一広君

◎議会事務局

事務局長 玉置一広君 事務局副主幹 服部満君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、令和2年第6回美深町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、9番 荒川議員、10番 齊藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。まず、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から専決第3号 美深町税条例の一部を改正する条例。専決第4号 地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例、代表監査委員から令和2年10月・11月実施の例月出納検査報告書、令和2年度前期定期監査報告、財政援助団体等監査報告、以上5件は議会側議案に写しを添付しています。次に、長側の提出議案については、条例の一部改正2件です。次に、説明員については、一覧表を配付しています。新型コロナウイルス感染予防対策として、議場内換気のため、一部ドアを開けております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第50号 美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第50号 美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第50号 美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。議案第50号は町長、副町長、教育長、及び議會議員の期末手当を改正するものであります。これまで特別職及び議會議員の期末手当支給率は人事院勧告を勘案して定めて参りました。今年の人事院勧告において、期末手当の引き下げが勧告されており、これを考慮して年間0.05ヵ月分を引き下げようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、1ページをお開きいただきたいと思います。議案第50号 美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。4条からなる条例となっておりますが、資料をお付けしてございますので、1ページめくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。町長、副町長、教育長及び議會議員の期末手当について、支給率を0.05ヵ月引き下げるという内容の改正でございますが、現行、この表の1番上をご覧いただきたいと思いますが、6月・12月それぞれ2.25月を支給しまして年間4.5月を支給してございました。これを年間0.05月引き下げるということでございますが、この表の1番下ですね、令和3年4月1日改定、これは第2条と第4条の改正になりますけれども、年間4.45月をそれぞれ6月・12月、2.25月分の支給ということで、それぞれ0.025を6月・12月、引き下げるという改正でありますけれども、令和2年12月1日の改定につきましては、これは12月の支給で0.05を調整するということで、現行、12月2.25月の支給でございますけれども、これを2.2月の支給に改める内容となってございます。第1条、第2条が町長等の給与に関する一部改正、それと第3条、第4条が議會議員の条例の一部改正となってございます。以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第50号に関し、質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ、質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第50号について、採決します。議案第50号 美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は可決されました。

◎日程第5 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この一般職の給与条例改正につきましては、国家公務員の給与に関して出された令和2年人事院勧告に伴うものであります。人事院勧告では、期末手当について民間の給与水準に準拠した引き下げが勧告されたことから、本町におきましても、それに準じ、年間0.05ヵ月引き下げるよう改正を行うものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、議案書5ページお開きいただきたいと思います。議案第51号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。2条からなる条例でございます。これも資料をお付けしてございますのでめくっていただきまして、6ページ、7ページご覧いただきたいと思います。職員の期末手当、この表の1番上が、現行の規定となってございまして、年間2.6ヵ月分を支給してございます。それぞれ6月・12月に1.3月分を支給しております、これを年間0.05月の引き下げということで年間2.55月分の支給にするものでありますが、この表の1番下、令和3年4月1日改定の分、これは第2条の改正となります、6月・12月それぞれ0.025月引き下げまして1.275月、年間2.55月と改めるものでございまして、表の真ん中ですね、令和2年12月1日の改定につきまして、これは第1条の改正でありますが、12月分に支給率を0.05月引き下げまして、1.25月とし、年間の支給率を2.55月と改めることであります。以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第51号に関し、質疑をおこないます。質疑ありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第51号について、採決をします。議案第51号 職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は可決されました。以上で本臨時会の案件は終了しましたので、会議を閉じます。これで、令和2年第6回美深町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 南和博

署名議員 荒川賢一

署名議員 齊藤和信